

東京都感染拡大防止協力金（第2回）事務取扱要綱

2産労総企第450号

令和2年6月10日

（目的）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、東京都（以下「都」という。）がその対策として講じた「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」（令和2年4月10日公表。令和2年5月5日延長。以下「緊急事態措置」という。）において、都が事業者に対し施設の使用停止又は営業時間の短縮（以下「休業等」という。）の要請（協力依頼を含む。以下同じ。）を行い、この要請に応じた、休業等の対象となる施設を運営する都内中小企業者に対して、東京都感染拡大防止協力金（第2回）（以下「第2回協力金」という。）を支給することにより、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、厳しい状況下の都内中小企業者を支援することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

都内中小企業者 都内に主たる事業所又は従たる事業所を有し、かつ大企業が実質的に経営に参画していない次のいずれかの法人等

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業及び個人事業主
- (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利法人であって、常時使用する従業員の数が（1）の中小企業と同規模のもの
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人又は一般財団法人であって、常時使用する従業員の数が（1）の中小企業と同規模のもの
- (4) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者に該当する組合であって、常時使用する従業員の数が（1）の中小企業と同規模のもの

（対象事業者）

第3条 第2回協力金の申請及び支給の対象となる事業者は、次に定める全ての要件を満たす者とする。

- (1) 緊急事態措置における「基本的に休止を要請する施設」及び「特措法によらない協力依頼を行う施設」並びに「社会生活を維持する上で必要な施設」のうち「食事提供施設」を運営する都内中小企業者で、休業等の要請を受けていること。
- (2) 緊急事態措置の措置期間中である令和2年5月6日以前において事業活動を行っていること。
- (3) 緊急事態措置の措置期間（事業者向けは、令和2年4月11日から5月25日まで）のうち、少なくとも、同年5月7日から同月25日までの全ての期間において、都の要請に応じ、休業等を行うこと。
- (4) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、

暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。あわせて暴力団及び暴力団員等が経営に事実上参画してないこと。

(支給額)

第4条 第2回協力金は、前条に規定する対象事業者に対して、予算の範囲内において、次の通り支給する。

- (1) 一の事業者が、自ら営む1事業所の休業等を行った場合 50万円
- (2) 一の事業者が、自ら営む2以上の事業所の休業等を行った場合 100万円

(第2回協力金の支給申請)

第5条 第3条に規定する対象事業者(以下「申請者」という。)は、第2回協力金の支給を受けようとするときは、様式第1-1号(第1回協力金の支給の決定と同一の内容で申請の場合)又は様式第1-2号(その他の場合)による申請書に、様式第2号による誓約書その他知事が定める資料を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 申請者は、第2回協力金の申請(様式第1-2号による申請に限る。)をするに当たり、休業等の要請対象となる施設の事業活動の実態や休業等の状況について、専門家の確認を受けることを基本とする。ただし、専門家の事前確認なしで申請することを妨げるものではない。
- 3 専門家の確認に係る経費については、一定の基準に基づき都が措置するものとする。

(第2回協力金の支給)

第6条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは第2回協力金を支給する。

- 2 前項による支給の前に、申請者の施設に係る屋号について、協力に係る謝意を示すため公表するものとする。
- 3 知事は、第1項の審査により第2回協力金の支給を決定したときは、様式第3号により当該事業者に通知する。
- 4 知事は、第1項の審査により、第2回協力金を支給しないと決定したときは、様式第4号により当該事業者に対し通知するものとする。

(第2回協力金の返還等)

第7条 知事は、第2回協力金支給の決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により、第2回協力金の支給を受けようとした事実が判明した場合は、支給の決定の取消しを行うものとする。

- 2 前項の取消しを行う場合において既に第2回協力金を支給しているときは、知事は期限を定め、第2回協力金の返還を命ずるとともに、第2回協力金と同額の違約金を求めることができる。

(検査及び報告等)

第8条 知事は、第2回協力金の適正な支出のため、必要に応じて申請者に対し、検査、報告その他必要な措置(以下「検査及び報告等」という。)を求めることができる。

- 2 申請者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、第2回協力金の支給等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。